

今後必要となる手続きについて

現在、古物商を営んでいる方で、 今後も引き続き営業を継続される方

法律の施行前（平成30年10月24日から2年施行の前日まで）に「主たる営業所等届出書」を下記の要領に従い提出してください。

現在、古物商等の許可を受けている方全員が届け出る必要があります。

- 1 **主たる営業所及びその他の営業所が沖縄県内にのみ所在する場合**
（※営業所が県内1か所のみの場合も含む）
主たる営業所を管轄する沖縄県内の警察署に届け出ること
- 2 **主たる営業所が沖縄県内に所在し、その他の営業所が沖縄県外に所在する場合**
主たる営業所を管轄する沖縄県内の警察署に届け出ること
- 3 **主たる営業所が沖縄県外に所在し、その他の営業所が沖縄県内に所在する場合**
主たる営業所を管轄する都道府県内の警察署に届け出ること

仮設店舗で古物の買受けをされる方

現行では、相手方の住所等以外において、古物商以外の者から古物の買受けを行うことができませんでしたが、法律の施行後（平成30年10月24日以降）は、仮設店舗においても古物の買受けが可能となります。

その場合、仮設店舗を営もうとする3日前までに「仮設店舗営業届出書」を提出する必要があります。

- 1 **沖縄県内に仮設店舗を設置する場合**
仮設店舗の所在地を管轄する沖縄県内の警察署に届け出ること
- 2 **沖縄県外に仮設店舗を設置する場合**
 - (1) 仮設店舗の所在地を管轄する都道府県内の警察署に届け出ること
 - (2) 許可単位の見直し後（公布から2年を超えない範囲での施行後）においては、仮設店舗を営業しようとする都道府県内に営業所を有しない場合は、営業所の所在地を管轄する沖縄県内の警察署に届け出ることができる



【お問い合わせ先】
沖縄県警察本部
生活安全企画課審査第二係
代表番号：098-862-0110（内線 3043）